

大田原市那須与一伝承館
任期付市職員(学芸員)募集

職種および採用予定人員

任期付職員(学芸員) 1名

採用予定日 平成23年4月1日

●**予定任期** 1年(ただし、状況により最長5年まで延長する場合あり)

●**受験資格**

現に学芸員の資格を有するおおむね35歳までの方で、日本史の中世または近世を専門とする方。
※なお、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ・日本国籍を有しない方
- ・成年被後見人または被保佐人の方
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

●**勤務場所** 大田原市那須与一伝承館

●**勤務内容**

主に那須家に係る古文書、史料等の展示調査

●**給与等**

給与関係条例に基づき給料および通勤手当、期末手当、勤勉手当等を支給。

●**申し込み方法**

次の①～⑥の書類を総務課人事研修係に直接または郵送で提出

① 任期付職員採用申込書(写真添付・市指定様式)

② 履歴書(写真添付・市指定様式)

③ 受験票(写真添付・市指定様式)

④ 研究実績書(任意様式・中世史、近世史に関する研究論文の写しなど)

⑤ 最終学歴証明書(卒業証明書、卒業証書の写しなど)

⑥ 学芸員資格取得証明書(学芸員用単位取得証明書など、大学が発行する博物館に関する科目の単位取得証明書など)

※添付する写真について
① 申込前3か月以内に撮影したものの帽子をとって正面から上半身を撮影したもので本人と確認できるもの
③ 縦4cm、横3cmとし、3枚とも同一のもの

② 申込受付期間 2月1日(火)～2月15日(火) 土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
※申込書類郵送時は2月15日(火)までの消印有効

●**申込書類の配布について**

総務課人事研修係(市役所本庁舎2階)で配布するほか、市のホームページからも様式をダウンロードできます。(URLは表紙下段参照)

●**選考方法**

書類選考の上、選考された方を対象に、3月上旬に面接試験を実施。試験日程などの詳細は選考された方に対し個別に通知。

■**郵送先・問い合わせ**

〒324・8641
大田原市本町1丁目4番1号
大田原市総務部総務課人事研修係
TEL(23)8702

大田原市雇用創出総合対策
教育関係臨時職員募集

●**対象者**

原則として満18歳から満60歳までの方で、市内に住所を有する方

●**募集内容**

下表のとおり

●**申し込み方法**

学校教育課学校教育係(市役所湯津上庁舎)で配布する登録票に必要事項を記入の上、同係に直接提出。状況により郵送も受付可。
※記載したく内容
最終学歴、職歴(最近の3か所)、雇用保険被保険者番号(過去・現在加入の場合)、資格・免許など
※縦3cm、横3cmの顔写真1枚が必要となりますので、登録票受け取り時にあわせて申し込みを行う方はご持参ください。

●**申込受付期間**

2月1日(火)～2月17日(木) 土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
※申込書類郵送時は2月17日(木)当日消印有効

●**選考方法**

書類選考し、面接により採用します。

■**郵送先・問い合わせ**

面接期日 2月28日(月)
面接場所 市役所湯津上庁舎
〒324・0492
大田原市湯津上5・1081
大田原市教育委員会学校教育課
学校教育係
TEL(98)7113

《教育関係臨時職員の募集内容》

職種	No.	主な職務内容	募集人員	勤務予定時間・賃金	必要な免許・資格
技能職	1	児童生徒への生活支援【学習相談員】	60名程度	8:30～15:00(一日5.5時間) 日額 5,500円(時給1,000円)	特になし
資格職	2	教員の補助①(算数・数学の授業の補助)【算数(数学)支援助手】	資格職【I】 20名程度	8:30～16:30(一日7.0時間) 日額 11,200円(時給1,600円)	教員免許 ※中学校は数学免許が望ましい
	3	教員の補助②(30人以上在籍の小一・小四の授業と生活指導の補助)【小一(四)30支援助手】	資格職【II】 20名程度	8:30～15:00(一日5.5時間) 日額 8,800円(時給1,600円)	教員免許

●**勤務先** 市内小・中学校 ●**予定任期** 4月～翌年3月(200日) ※更新した場合
※勤務時間は職種や勤務先により異なります。また、勤務時間の調整については個別に相談に応じます。
※平成22年度までに臨時職員の登録をした方(採用されている方を含む)についても、今回の募集に応募する場合は、必ず上記の期間内に、改めて登録の手続きをする必要があります。